

会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づき  
つく書面  
(吸収分割に関する事後開示書面)

2021 年 9 月 1 日

株式会社メタリアル

株式会社ロゼッタ

2021年9月1日

東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号  
株式会社メタリアル  
代表取締役 五石 順一

東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号  
株式会社ロゼッタ  
代表取締役 渡邊 麻呂

### 吸収分割に係る事後開示書面

株式会社メタリアル（2021年9月1日付で株式会社ロゼッタから商号変更、以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ロゼッタ（2021年9月1日付で株式会社ロゼッタMTから商号変更、以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2021年4月14日付吸収分割契約に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2021年9月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過  
会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
会社法第785条第1項による株式買取請求をした株主はいませんでした。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
本件分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はあり

ませんので、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2021 年 7 月 30 日付官報に公告し、また、電子公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2021 年 7 月 30 日付官報に公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、吸収分割承継会社には、催告すべき知れている債権者がいないことから、各別の催告は行っていません。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割承継会社は、2021 年 9 月 1 日をもって、吸収分割会社より、吸収分割会社が「MT 事業のうち「xR システムの開発・提供」を除いた事業」に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2021 年 9 月 15 日までに本件分割に係る変更登記を行う予定です。

6. その他本件分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上